

「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」第三回事務局会議資料

平成21年12月7日

※経営改善普及事業とノンバンク等(高利)支援対応について

島根県 浜田商工会議所

中小企業相談所 所長 藤田 正児

【経営安定対策に関する相談の傾向】

(1) 主要業種

- ① 建設業
- ② 運送業
- ③ 製造業
- ④ その他

(2) 島根県内の相談件数

年度	件数	ノンバンク
平成18年度	26	16
平成19年度	33	16
平成20年度	37	10

(3) 倒産件数(島根県内・浜田市内)

年度	島根県内	浜田市内
平成19年度	59	2
平成20年度	70	4
平成21年度	9	2

【ノンバンク利用者の相談の特徴】

- ① 借入金の申し込みサイクルがだんだん短くなってきている。
- ② 役員報酬や、店主勘定(生活費)が多い。
- ③ 資金繰りが非常に厳しい。
- ④ 代表者の顔色が悪い。(どこにも相談できないから)

※必要なのは、社長と腹を割って、親身に相談に乗りあらゆる手を使って解決に臨むこと。

【ノンバンク利用者に対する相談対応の流れ】

- ① 事業者の決算書や試算表を確認する。(⇒借入金、役員報酬が多く、連続欠損が出ていることが多い)
- ② 日本政策金融公庫、信用保証協会等に借入の事前確認を行う。(⇒「借入が困難」との回答が多い)
- ③ 融資に繋がるための経営改善計画の作成に取りかかる。
- ④ 経営改善計画作成の作業段階で、代表者から、「ノンバンクを利用している」との話が出る人が多い。それを受けて迅速に島根県商工会連合会と協調し、弁護士に相談しながらノンバンクへの対応を行う。同時に継続して事業者への相談に対応する。
- ⑤ 事業資金の対応(政策公庫、制度資金等の条件変更、元金棚上げ)のため金融機関等と折衝する等、企業存続に向けて全力でサポートを行う。

【事例】 A社 食品検査業を10数年営業中、会議所会員、事業資金の相談に来所、ここ数年借入頻度が多くなり、借入金が増加し、債務超過状況。

代表者の顔色も悪く、悩んでいる状況なので真意をつかむためノンバンクの話を出すと、そうだと答えた。

ノンバンクは心配しなくても処理できると説明すると安心した様子で色々と話してくれた。

代表者にノンバンクの処理は、全てを処理しないといけない。一つでも残したら絶対にうまくいかないことを説明し

経営安定相談室に持ち込み会議所と連携を組んで処理するための事務処理を進める。

事業資金については、景気・消費の低迷により売上げが減少し元金の支払いが厳しいため、日本政策金融公庫、信用保証協会に事業主と同伴し、返済の条件変更、元金の棚上げに向けて交渉する。(その際、経営改善計画書を作成し改善に向けて会議所も企業のフローアップに全力で当たる。)

ノンバンクについては弁護士と連携しながら淡々と処理し、経営者はノンバンクからの催促がなくなり、表情も明るくなり仕事に専従体制がとれた。また、日本政策金融公庫・保証協会・民間金融機関も会議所の経営改善計画書、指導体制に理解を示し事業資金の条件変更に応じてくれた。

現在、その企業は新たな販路先も開拓し、金融返済も正常にもどし、元気で事業に取り組んでいる。

【連携機関】

島根県商工会連合会(経営安定特別相談室)・竹田

弁護士 司法書士

日本政策金融公庫浜田支店、島根県信用保証協会浜田支店、各金融機関

【課題】

- ① 破産、民事再生等の法的手続きに対する正しい理解の啓発
- ② 再チャレンジに取り組む事業者への支援体制および支援策の充実
- ③ セーフティーネットの一般債務総額の減額等要件緩和
- ④ 日本政策金融公庫における、元金棚上げ期間の延長(現状11ヶ月)

中期経営改善計画書

- ※ 経営の基本コンセプト
- ※ 平成22年8月までの実績及び今後の予測
- ※ 中期経営改善計画達成の取り組み策
- ※ 中期経営改善計画
- ※ 資金繰表
- ※ 受注計画
- ※ 経費削減計画
- ※ 組織図
- ※ 借入明細書
- ※ 不動産現状表

あなたの企業へ経営の専門家を無料で派遣します

◆経営改善アドバイザー派遣事業◆

経営内容が悪化している中小企業等や経営革新・新分野進出を検討している建設業者を対象に、経営の専門家(経営コンサルタントなど)を派遣し、経営の安定化や新分野進出等を支援します。

たとえば、財務管理、生産管理、マーケティングなど経営の改善や、新たな事業活動に専門的アドバイスを行います。

相談無料

【対象】

中小企業、組合、任意グループで、直近の決算書で以下の要件のいずれかを満たす方。

- (1) 前年対比で売上高又は経常利益が減少、もしくは2期連続欠損
- (2) 債務超過
- (3) 長・短期を合せた借入金が、年商の2分の1以上

※ただし、経営革新・新分野進出、事業承継を検討している建設業者については、特に経営状況による制限を設けない。

【派遣内容】

1. アドバイザーの選定	派遣するアドバイザーについては、申込者が指名することができます。なお、アドバイザーに知見のない場合は、ご相談ください。
	1社3回までです。
3. 費用負担	アドバイザー派遣に必要な謝金・旅費は、全額を実施機関で負担いたします。(申込者の費用負担はありません。) 但し、事業費総額には上限がありますので、実施機関へご相談ください。なお、旅費は、実施機関の規定により算出します。

* 予算に限りがありますのでお早めにお申込みください。

※※ お申込み・お問い合わせは、浜田商工会議所へ※※

浜田商工会議所では、実施機関と連携を取り、あなたの企業の経営を支援します。

【経営改善アドバイザー派遣事業：実施機関】

■ 浜田商工会議所(中小企業相談所) 浜田市殿町 124-2 (TEL: 0855-22-3025) (FAX: 0855-22-5400)

経営改善計画書

御中

住 所
 企 業 名
 代表者名 印

(単位:千円)

科目 \ 決算期	実 績 (H19/12月)	今年度見込 (H20/12月)	次年度計画 (H21/12月)
売 上 高			
売 上 原 価			
(うち減価償却費)			
売 上 総 利 益			
一般管理費及び販売費			
(うち減価償却費)			
営 業 利 益			
営 業 外 収 入			
営 業 外 費 用			
経 常 利 益			
特 別 利 益			
特 別 損 失			
税引前 当期利益			
法 人 税 等			
当 期 利 益			

長期借入金 返済額			
当期利益+減価償却費			
増 資			
資 産 処 分 等			

特記事項

今(次)年度経営改善内容

	現状 (申込人認識)	具体的実施策・検討事項
売上確保について	【製品構成・営業展開等】	【製品構成・営業展開等】
コストについて	【売上原価・販管費等】	【売上原価・販管費等】
当期利益について		
その他	【増資・資産売却等】	【増資・資産売却等】

【備考欄】

--	--

(様式第3号)

2009/ /

資 金 繰 入 表

申込人 _____

(単位:千円)

項目	月別	予定												備考欄
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
前月繰越金 A			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収 入	現金売上高													
	売掛金回収													
	受取手形入金													
	手形割引													
	前受金													
	その他													
計 B		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
支 出	現金仕入													
	買掛金支払													
	支払手形決済													
	未払金													
	設備金(設備支手含む)													
	賃金及び給料													
	役員報酬													
	諸経費													
計 C		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
差引過不足(B-C) D		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
財 務	借入金 E													
	借入金返済 F (支払利息含む)													
	差引過不足(E-F) G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌月繰越金(D+G)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特記事項														

特記事項

小規模企業のみなさまへ

無担保 無保証人 低利

マル経資金

- 小規模事業者経営改善資金 -

マル経資金は、安心・有利な公的融資制度、小規模企業の方々の経営の改善に役立てて頂くための国の融資制度です。

融 資 額

運転資金・設備資金

1,500万円

利 率

1.95% (固定金利)

返済期間

運転資金 7年

設備資金 10年

マル経資金のメリット

- (1) 担保、保証人、信用保証とも一切不要。
- (2) 保証料、手数料とも不要、金利は実質金利です。
- (3) 借入後の金利変動がない固定金利です。
- (4) 安心して利用できる国の融資制度です。
- (5) 現在利用中の方でも、1/2以上返済していれば借換可能です。

融資の対象者

- (1) 現在、浜田市内で1年以上事業を営んでいる方。
- (2) 従業員が20人以下（商業・サービス業は、5人以下）
- (3) 納税すべき税金（所得税、法人税、事業税、住民税）を全て完納している方。
- (4) 従前から浜田商工会議所の経営指導を受けている方。

【融資申込に必要なもの】

- (1) 決算書及び確定申告書（2期分）の控、最近の試算表。
- (2) 所得税、事業税、市県民税、固定資産税の領収書か納税証明書。
- (3) 設備資金の場合は、見積書。
- (4) 法人企業の場合は、会社の謄本。不動産がある場合は登記簿謄本。
- (5) 借入金の内訳明細。

問い合わせ先

浜田商工会議所 中小企業相談所

浜田市殿町124-2 TEL:22-3025 FAX:22-5400

(担当者 : まで)

島根県中小企業制度融資

資金繰り円滑化支援緊急資金

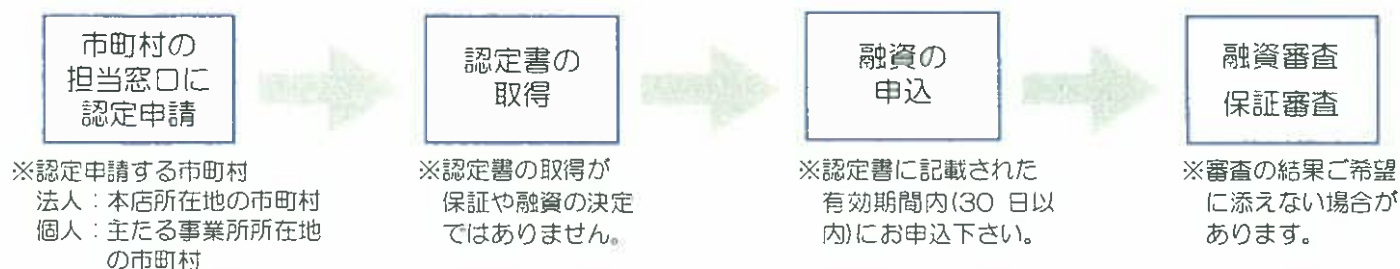
原材料価格の高騰に加え、世界的な金融危機・株価下落・円高等により経営環境が悪化し、事業資金の円滑な調達に支障を来している中小企業の皆様を支援するため、セーフティネット5号認定を活用した融資制度を創設いたしました。

制 度 名	資金繰り円滑化支援緊急資金
対 象 者	中小企業信用保険法第2条第4項第5号(セーフティネット5号)の認定を受けた中小企業者【主な要件】・国の指定業種に該当し、次の1～3のいずれかに該当する者 1) 売上高等が3%以上減少 2) 売上原価に一定割合を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇 3) 売上総利益率又は営業利益率が3%以上減少
融 資 限 度 額	8,000万円 (運転資金は月商の概ね6ヶ月分の範囲内)
保 証 割 合	100% (責任共有制度対象外)
資 金 使 途	運転資金、設備資金 ※認定を受けた指定業種に係る事業資金に限られる場合があります。
融 資 期 間	10年以内 (据置期間1年以内を含む)
返 済 方 法	元金均等分割返済
貸 付 利 率	年1.7% (固定)
信用保証料率	年0.4%～年0.8%
担 保	取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります
連 帯 保 証 人	法人代表者以外は原則として不要です
取 扱 期 間	平成20年11月19日～平成22年3月31日

10月13日(火)取扱開始

この他にも、利用できる融資制度が多数ございます。裏面の県中小企業制度融資一覧表をご覧ください。セーフティネット5号認定を受けている場合、利率・信用保証料率は責任共有外利率となります。

資金繰り円滑化支援緊急資金ご利用の流れ



申し込み先

お問合せ先 浜田商工会議所 中小企業相談所

TEL 0855-22-3025 FAX 0855-22-5400

島根県中小企業制度融資等一覧表

平成21年10月1日現在

1 中小企業制度融資

資金名	資金 用途	融資限度額 (千円)	期 間 (うち繰上返済期間)(年)	融資利率(年%)		保証料率(年%)		摘要(融資対象者等)
				責任共有	責任共有外	責任共有	責任共有外	
一般設備資金	設備	80,000	12(1.0)	2.15	2.00	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70	施設・設備の改善を行う者
一般運転資金	運転	50,000	7(0.5)	2.35	2.20	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70	運転資金を必要とする者
小規模企業特別資金	設備 運転	12,500	7(0.5)	/	1.90	/	0.40~ 1.70	保証協会保証付融資残高と新規申込額との合計が 1,250万円以内となる小規模企業者
小規模企業育成資金	設備 運転	12,500	7(0.5)	2.05	1.90	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70	小規模企業者 (融資限度額は小規模企業特別資金との合計による)
創業者支援資金	設備 運転	50,000 30,000	設備12(2.0) 運転 7(2.0)	1.95	1.80	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70	新たに事業を行う者
特 構造転換支援資金	運転	120,000	12(1.0)	2.65	2.50	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70	構造転換に係る基盤強化のために既往借入金の借換資金を必要とする者(合併を計画している者を含む)
(原油高関連分)	運転	120,000	12(2.0)	2.15	2.00	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70	原油、原材料の高騰により収益が低下しており、構造転換に係る基盤強化のために既往借入金の借換資金を必要とする者(合併を計画している者を含む) (上記構造転換支援資金(原油高関連分でないもの)との合計額が1億2,000万円以内とする。)
再生支援資金	運転	50,000	10(1.5)	2.75	2.60	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70	再生の見込みがあり、商工会議所又は商工会連合会の 商工懇談士の推薦を受けている者
経営革新支援資金	設備 運転	80,000 50,000	設備12(1.0) 運転 7(1.0)	1.85	1.70	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70	特別の法律に基づく事業等新たな事業に取り組む者
人にやさしい環境整備支援資金	設備 運転	80,000 50,000	設備12(1.0) 運転 7(1.0)	1.85	1.70	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70	従業員の労働環境の整備のため事業を実施する者、しまね子育て応援企業の認定を受けた者等、人にやさしい環境整備に取り組む者
別 買物の場整備支援資金	設備 運転	80,000 50,000	設備12(1.0) 中山間 15(1.0)	1.85	1.70	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70	地域の買物の場の整備に取り組む者
おもてなし処整備支援資金	設備 運転	80,000 50,000	設備15(2.0) 運転 7(2.0)	1.85	1.70	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70	地域の観光振興に資する事業(市町村長の推薦が必要)に取り組む者
長期経営安定緊急資金	運転	40,000	8(1.0)	2.35	2.20	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70	売上が減少しているが、業況の回復が見込まれる者
〃 (原油高関連分)	運転	40,000	12(2.0)	1.85	1.70	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70	原油、原材料の高騰によって収益の減少等業況の悪化を来しているが、業況の回復が見込まれる者
資金繰り円滑化支援緊急資金	設備 運転	80,000	10(1.0)	/	1.70	/	0.40~ 0.80	中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定に基づく業種に属する事業を営むもので、経営の安定に支障が生じていると市町村長が認定する者
緊急 セーフティネット資金	運転	80,000	8(1.0)	2.45	2.30	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70	取引先の倒産や事業活動の制限等により経営の安定に支障を来している者
災害復旧資金	設備 運転	50,000 30,000	12(2.0)	1.85	1.70	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70	災害により直接的又は間接的な被害を受けた者
急 災害対策特別資金	その 部 度 知 事 が 定 め る							大規模災害発生時に早急な金融対策が必要と知事が認めた者
経済変動等資金	その 部 度 知 事 が 定 め る							

2 環境資金

資金名	資金 用途	融資限度額 (千円)	期 間 (うち繰上返済期間)(年)	融資利率(年%)		保証料率(年%)		摘要(融資対象者等)
				責任共有	責任共有外	責任共有	責任共有外	
環 境 資 金	設備	80,000 工場移転は 100,000	12(2.0)	1.85	1.70	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70	環境の保全のための施設・設備の設置、改善等を行う者

(注) 1. 保証料率は、借受者の財務情報等をもとに決まります。

(注) 2. 構造転換支援資金(原油高関連分)、長期経営安定緊急資金(原油高関連分)及び資金繰り円滑化支援緊急資金の取扱い期間は平成22年3月31日までです。

(注) 3. おもてなし処整備支援資金の取扱い期間は平成24年3月31日までです。